

車両管理業務における品質確保対策について

車両管理業務委託について、一般競争入札方式導入後の事務所等現場における課題（別添〈参考〉参照）を踏まえ、車両管理業務に必要な品質を確保するため、平成22年度の発注案件から、下記の事項について仕様書への明記等契約上の措置を行うものとする。【仕様書等における具体的な内容については、各発注部局にご確認下さい。】

なお、契約の運用に当たり、受注者側に契約違反に該当するような事態が発生した場合においては、必要に応じ、契約に基づき、是正措置要求、損害賠償請求、契約の解除等の措置や、指名停止要領に基づき指名停止措置等を講ずるなど、厳正な対応を行うものとする。

記

1. 車両管理員（運転手）の資格要件

車両管理員（運転手）について、車両管理業務に必要な技能・経験等を確保するため、地域における人材の状況等も踏まえつつ、必要に応じ、一定期間（概ね1年間程度）、自動車（貨物自動車を含む。）の運転を業務として行っていた実務経験を有すること（同等と認められる場合を含む。）を資格要件として仕様書上明記するものとする。

2. 業務履行体制

- ① 運行計画の変更等に的確に対応できるように、車両管理責任者の代理等の設置、担当職員・車両管理責任者・車両管理員等との連絡網の複数手段の確保など、担当職員からの指示に適切に対応できる体制を構築しなければならないこととし、所要の体制が確保できているか事前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記するものとする。
- ② 所定の車両管理員が急遽車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が確保できる体制を構築しなければならないこととし、所定の体制が確保できているか事前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記するものとする。
- ③ 災害時等において、業務履行時間外に車両の運行が必要となる場合には、業務履行時間外においても上記①及び②と同様の措置を求めるとともに、必要となる災害対応等の内容や、地域の地理的状況等を踏まえつつ、担当職員からの指示があつてから一定時間以内に一定の車両の運行を確保する旨、具

体的に仕様書上明記するものとする。

3. 必要な知識の確保

事業者は、車両管理責任者、車両管理員等が、業務の履行に必要な知識（安全・円滑な運行に関する知識、運行区域に係る道路状況等地理的な知識、発注者側から教示を受けた事務所等の業務に関する知識等）を確保するように努めるものとし、発注者が必要と認める場合には、研修会の実施等適切な教育を行う旨、具体的に仕様書上明記するものとする。

4. 発注者側の解除事項

発注者側が解除できる事項として、①資格を有する車両管理責任者、車両管理員等を配置できない場合、②事業者側の業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して、事業者側が当該措置を講じない場合を、具体的に契約上明記するものとする。

<参 考>一般競争入札方式導入後の事務所等現場における主な支障事例

○車両管理員（運転手）の地理不案内による目的地の間違え、到着の遅れ、
会議への遅刻

○車両管理員（運転手）の技能経験不足等による急ハンドル・急ブレーキ、
脇見運転等の危険運転

○車両管理員（運転手）の技能経験不足等による赤信号無視、道路の逆走等
の交通ルールの無視

○車両運行計画の変更や車両管理員（運転手）の急な休暇等の場合における
連絡・履行体制の不備

等